

広島県告示第六百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を休止した旨の届出があった。

平成二十二年七月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
東広島市国民健康保険戸野診療所	東広島市河内町河戸二一九番地二	平成二十二年四月一日
東広島市国民健康保険小田診療所	東広島市河内町小田二八二番地	平成二十二年四月一日